省　令

○国土交通省令第六十七号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条及び同法第三十一条第五項において準用する同法第二十七条の規定に基づき、船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十七日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は採用」を「若しくは採用又は昇進」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第７条関係）

調　停　申　請　書

関係当事者	船員	氏名（ふりがな）	
		住所	〒　　電話　（　）
	事業主	氏名又は名称（ふりがな）	
		住所	〒　　電話　（　）
		※上記船員に係る労務管理の事務を行う事務所の名称及び所在地	〒　　電話　（　）
調停を求める事項及びその理由			
紛争の経過			
その他参考となる事項			

年　月　日

申請人　氏名又は名称

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式による申請書は、この省令による改正後の別記様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なおこれを使用することができる。